

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

◇告 示 町等の区域の変更

目 次

告 示

鳥取県告示第六百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。)

誠道町

誠道町の全域

竹内町字廣廻二〇七一の二、二〇七二の一、二〇八一の二、二〇八三から二〇八五まで、二〇八六の一、二〇八七の一、二〇八八の二

竹内町字廣廻

竹内町字廣廻のうち二〇七一の二、二〇七二の一、二〇八一の二、二〇八三から二〇八五まで、二〇八六の一、二〇八七の一、二〇八八の二以外の区域